

長野県民交通災害共済条例施行規則

昭和 43 年 2 月 2 日
規 則 第 2 号

改正	昭和 44 年 1 月 20 日	規則第 1 号	改正	平成 5 年 9 月 7 日	規則第 1 号
改正	昭和 45 年 1 月 19 日	規則第 1 号	改正	平成 7 年 2 月 21 日	規則第 1 号
改正	昭和 48 年 1 月 18 日	規則第 1 号	改正	平成 8 年 2 月 16 日	規則第 1 号
改正	昭和 50 年 2 月 3 日	規則第 1 号	改正	平成 11 年 3 月 12 日	規則第 1 号
改正	昭和 52 年 8 月 3 日	規則第 1 号	改正	平成 13 年 2 月 5 日	規則第 1 号
改正	昭和 52 年 12 月 8 日	規則第 2 号	改正	平成 14 年 1 月 10 日	規則第 1 号
改正	昭和 56 年 2 月 6 日	規則第 1 号	改正	平成 15 年 3 月 25 日	規則第 1 号
改正	昭和 57 年 11 月 9 日	規則第 1 号	改正	平成 17 年 3 月 31 日	規則第 1 号
改正	昭和 59 年 3 月 23 日	規則第 1 号	改正	平成 17 年 12 月 15 日	規則第 2 号
改正	昭和 61 年 3 月 3 日	規則第 1 号	改正	平成 18 年 3 月 1 日	規則第 1 号
改正	昭和 61 年 11 月 10 日	規則第 2 号	改正	平成 20 年 3 月 19 日	規則第 3 号
改正	平成 元年 3 月 30 日	規則第 1 号	改正	平成 22 年 3 月 3 日	規則第 1 号
改正	平成 3 年 2 月 13 日	規則第 1 号	改正	平成 26 年 6 月 23 日	規則第 1 号
改正	平成 4 年 2 月 13 日	規則第 1 号	改正	平成 28 年 2 月 5 日	規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野県民交通災害共済条例（昭和 43 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(加入申込み)

第 2 条 長野県民交通災害共済組合の行う交通災害共済（以下「共済」という。）の加入申込みは、長野県民交通災害共済組合申込書（様式第 1 号又は第 1 号の 2）により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第 6 条ただし書の適用を受ける者の申込みは、長野県民交通災害共済組合団体加入申込書（以下「団体加入申込書」という。様式第 5 号）により行うものとする。

3 障がい者、生活保護受給者、老人福祉施設の入居者等について、本人の承諾を得て、組織市の長又は施設管理者等が一括して加入申込みを行う場合は、団体加入申込書により行うことができる。

(会費の不還付)

第 3 条 納入済みの会費は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 会員の期間の開始前に会員が死亡した場合
- (2) 同一人が重複して会費を納入した場合
- (3) その他組合長が還付の必要を認めた場合

2 前項ただし書の適用による会費の還付請求は、会費を納入した日から会費の属する会員の期間終了前までに行わなければならない。

(会員証)

第4条 組合長は、共済の会員に長野県民交通災害共済組合会員証（以下「会員証」という。）（様式第2号又は第2号の2）を交付するものとする。

2 団体加入申込書により申込みをした会員には、各人に会員証を交付せず、長野県民交通災害共済組合団体加入会員証（様式第6号）を取扱代表者に交付するものとする。

(受取人)

第5条 傷害に係る共済見舞金（以下「傷害共済見舞金」という。）及び障がい見舞金の受取人は、その傷害を受けた会員とする。ただし、死亡に係る共済見舞金の受取人は、加入申込書受取人欄に記載された者若しくは民法（明治29年法律第89号）に規定する相続人の例による。

2 遺児見舞金の受取人は、遺児の親権者又は後見人とする。

(請求)

第6条 共済見舞金は、会員証を提示するとともに、長野県民交通災害共済見舞金請求書（以下「請求書」という。）（様式第3号）に交通事故証明書、医師の診断書又は死体検案書その他組合長の指定する書類を添えて行わなければならない。

2 障がい見舞金の請求は、会員証、身体障害者手帳等を提示するとともに、請求書に医師の診断書その他組合長の指定する書類を添えて行わなければならない。

3 遺児見舞金の請求は、請求書に戸籍謄本その他組合長の指定する書類を添えて行わなければならない。

第7条 傷害共済見舞金は、その傷害の治癒する前であっても請求することができる。

2 組合長は、前項の請求があったときは、医師の診断書に基づいて治癒見込期間を認定し、その期間に応ずる傷害共済見舞金を決定するものとする。

3 前項の規定により傷害共済見舞金を受けた者が、その傷害の経過により傷害共済見舞金に係る治癒見込期間を超えて治癒を要した場合又はその傷害に基づき死亡した場合は、その治療期間又は死亡に応ずる共済見舞金と既に受けた傷害共済見舞金との差額を第6条第1項の例により請求することができる。

(見舞金の支払決定等)

第8条 組合長は、前2条による請求があった場合は、速やかに審査し、共済見舞金、障がい見舞金及び遺児見舞金（以下「見舞金」という。）の支払の適否及びその額を決定するものとする。

2 組合長は、前項で支払の決定をしたときは、見舞金決定及び支払通知書（様式第4号）により見舞金受取人に通知するとともに、見舞金を支払うものとする。

附 則

この規則は昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年1月20日規則第1号）

この規則は昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年1月19日規則第1号）

この規則は昭和45年4月1日から施行する。ただし、昭和45年3月31日に会員である者が見舞金を請求する場合は、従前の例による。

附 則（昭和48年1月18日規則第1号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月3日規則第1号）

この規則は昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年8月3日規則第1号）

この規則は昭和52年8月3日から施行する。

附 則（昭和52年12月8日規則第2号）

この規則は昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月6日規則第1号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年11月9日規則第1号）

この規則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月23日規則第1号）

この規則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月3日規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年11月10日規則第2号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日規則第1号）

この規則は平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月13日規則1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年3月31日に会員である者が見舞金を請求する場合は、従前の例による。

附 則（平成4年2月13日規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月7日規則第1号）

この規則は平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月21日規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成7年3月31日に会員である者が見舞金を請求する場合は、従前の例による。

附 則（平成8年2月16日規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月12日規則第1号）

この規則は平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月5日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 1 月 10 日規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 15 日規則第 2 号）

（施行期日）

1. この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2. 平成 17 年度分の加入に係る様式第 1 号及び第 1 号の 2 については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年 3 月 31 日に会員である者が見舞金を請求する場合は、従前の例による。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 3 日規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日に会員である者が見舞金を請求する場合は、従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 23 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 5 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。